

兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター利用細則

(目的)

第1条 この規則は、兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター利用規程（以下「利用規程」という。）第7条第1項の規定に基づき兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター（以下「神戸センター」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(神戸センター利用の手続き)

第2条 利用規程第2条の利用の資格を持ち、利用規程第3条の利用の条件を満たし、神戸センターの利用を希望する者は様式第1号「神戸病態モデル研究センター利用申請書」、様式第2号「神戸病態モデル研究センター利用者登録申請書」に必要事項を記載し、神戸病態モデル研究センター長（以下「神戸センター長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

1 申請者の氏名の記載は「自署」とする。

② 前項の規定により様式第1号、2号を提出した申請者は利用規程第4条第3項の規定に基づき、利用する次の各号のエリア別の神戸センター利用に関する講習を受講しなければならない。

- 1 CONV エリア
- 2 SPF エリア
- 3 P2A エリア

③ 前項の講習の内容は次の各号とする。

- 1 エリアの入退室の方法
- 2 エリア内への物品等の搬入及び搬出方法
- 3 エリア内への動物の搬入及び搬出方法（関連エリアのみ）
- 4 エリア内の飼養保管方法（関連エリアのみ）
- 5 エリア内の実験室の利用方法（関連エリアのみ）
- 6 エリア内の記録管理（関連エリアのみ）
- 7 エリア間の移動（関連エリアのみ）
- 8 その他神戸センター長が必要とする事項
- 9 P2A エリアに関し必要な事項は別に定める

④ 神戸センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）の教職員証・学生証に関連エリア入退室のための権限を付与する。

(神戸センター利用に伴う飼育ケージの使用及び手続き)

第3条 神戸センター利用に伴う飼育ケージ及び手続きについて、以下の各号にこれを定める。

- 1 SPF エリア、CONV エリアの飼育ケージを使用する者は、神戸センター管理室にて使用ケージに関して相談すること。神戸センターは、利用状況を勘案し使用するケージ数の調整を行う。また、調整により使用可能となったケージは永続的なものではなく、神戸センターからのケージ数調整の求めに応じなければならない。
 - 2 前号の場合においても、1 飼育室内のケージ総数の 3 割を超えて使用している研究室等は、その他の研究室等が使用を希望する場合、遅滞なく当該希望に応じた飼育ケージ数の調整を行わなければならない。
- ② 利用者は神戸センターが共同利用施設であることに留意し、必要以上に飼育スペースを広げないように配慮すること。

(利用経費)

第 4 条 利用に基づく経費（以下「利用経費」という。）は以下の項に定める。

- ② 兵庫医科大学病態モデル研究センター規程第 1 2 条第 2 項に定める基準に準じた利用経費を別表 1 の額とする。
- ③ 特別な飼育管理を行う場合に発生する費用は、別途徴収する。

(動物の購入)

第 5 条 動物を購入する場合、利用者は、動物搬入希望日の概ね 3 開館日前までに様式第 3 号「神戸病態モデル研究センター動物入舎申請書」にある動物情報を添え、管理室に搬入可否確認を行う。業者への発注連絡は利用者自身が行い、原則指定動物業者（ジャクソン・ラボラトリー・ジャパン、日本クレア、日本 SLC）のみ搬入する。

- ② 神戸センターを経由せずに直接実験室に搬入する事は禁止する。
- ③ 購入が認められる動物は SPF 以上とする。

(アカデミア等からの動物の導入)

第 6 条 アカデミア、及びそれに準ずる機関から動物を導入する場合は、様式第 3 号「神戸病態モデル研究センター動物入舎申請書」『公私立大学実験動物施設協議会「実験動物授受のための動物健康及び飼育形態調査レポート」（以下「飼育形態調査レポート」という。）』、3 か月以内の納入予定動物飼育室の「微生物検査成績書」を神戸センター長に提出しなければならない。

- ② 神戸センターを経由せずに直接実験室に搬入する事は禁止する。
- ③ 前項の動物が遺伝子改変動物でカルタヘナ法の適用を受ける場合、本学の遺伝子組換え実験安全委員会の関連規程に基づき必要な手続きを事前に行うこと。
- ④ 第 1 項の機関から動物を導入する場合、利用者は神戸センターの実験動物管理者と動物導入に関して十分な協議を行い、導入時にはその指示に従うものとする。

(検収・検疫)

第7条 神戸センターに搬入するすべての動物について、実験動物管理者による所定の検収を行う。検収に不合格の動物は神戸センターでの飼養保管、及び実験はできない。

- ② 第5条第1項の指定動物業者により納品される動物、第5条及び第6条第1項により納入される動物については、微生物モニタリング検査書をもとに書面検疫を行う。

(エリアへの入退室)

第8条 利用者は別に定める、各エリアの入退室手順に従い入退室を行う。

- ② SPF エリア内に物品を持ち込む際は同様に入退室手順に基づき、PR(パスルーム)を経由して行うこと。更衣室を経由して、直接物品を持ち込むことは禁止する。

(実験室の利用)

第9条 CONV 処置室を利用する場合は、「CONV 処置室利用予約表」にて、処置室の予約を行う。予約は2か月先まで受け付ける。SPF エリア各飼育室の実験室については、当該飼育室利用者間で調整すること。

- ② 実験室は清潔に保ち、利用後は利用者がその都度責任をもって清掃すること。
- ③ 動物由来の廃棄物、動物死体、汚物、ゴミ等は、「兵庫医科大学廃棄物取扱マニュアル」に基づき、分別し専用容器に廃棄すること。
- ④ 実験室によってはバイオセーフティキャビネット等が設置されている。これらの機器等を使用する場合は、操作方法を習得した上で使用すること。
- ⑤ 持込んだ器具、消耗品、薬品等は、各自で持ち帰る。紛失、破損に対して、神戸センターは責任を負わない。なお、麻薬、覚せい剤及び向精神薬に属するもの、毒劇薬、毒物劇物は利用者が法令等に基づき適正に管理すること。
- ⑥ 設置の機器等に異常がある場合、異常を見つけた場合は速やかに神戸センター管理室まで連絡を行うこと（学内線 3043）。
- ⑦ 実験室の利用終了後、所定の記録簿に必要事項を記録し、照明等の電源を切り退室する。

(動物の移動:神戸センター外)

第10条 神戸センターより動物を持ち出す際は、次の事項について留意する。

- 1 動物を実験上の理由で神戸センター外へ移動させる場合、G 棟西エレベーターの使用を禁止する。
- 2 SPF 動物の搬出は、PR から行い神戸センター外に搬出すること。
- 3 2重の逸走を防止できる容器等にケージ等を入れて搬出を行うこと。なお、搬出に用いたケージ等は速やかに返却すること。
- 4 遺伝子改変動物、特定外来生物等を神戸センター外に移動させる場合には、関係法令、学内規程に基づき適正に行うこと。

- ② 学外の機関に動物を譲渡する場合、「微生物検査成績書」「飼育形態調査レポート」「情報提供書」等が必要になる場合があるので、利用者は神戸センターの教職員と動物譲渡に関して十分な協議を行い、譲渡時にはその指示に従うものとする。

(動物の移動:神戸センター内)

第11条 動物を実験上の理由で神戸センター内の他のエリアに移動させる場合は、移動希望日の2開館日前までにセンター管理室まで連絡すること。

- ② 神戸センター内を移動できるのはマウス及びラットのみとする。
- ③ 神戸センター内の移動は微生物グレードの上位から下位への飼育室及びエリアのみであり、逆の移動はできない。
- ④ 神戸センター内の移動に関しては、実験動物管理者の指示に従うものとする。

(再搬入)

第12条 再搬入を行うものは、動物搬出時に飼育室扉掲出の「実験動物再搬入予定表」に必要事項を記載し、48時間以内に再搬入すること。

- ② 再搬入により、感染等の事故が生じても神戸センターではその責任を負わない。
- ③ 再搬入する動物は、2重の逸走を防止できる容器等にケージ等を入れてから、再搬入飼育室内に搬入を行うこと。
- ④ 再搬入は CONV エリア飼育室のみ可とする。

(閉館時の利用)

第13条 閉館後、または閉館日の利用時に、非常警報等や不測の事態が起こった場合は(学内線 3110)に連絡すること。

(飼養保管)

第14条 動物の飼養保管(給餌、給水、ケージ交換等)は兵庫医科大学神戸病態モデル研究センター飼養保管標準操作手順書(以下「神戸 SOP」という。)に基づき神戸センター職員が行う。ただし、感染実験、特殊ケージを使用する実験は利用者が飼養保管を行う。利用者が飼養保管を行う場合でも神戸 SOP に準じて行うこと。

- ② 利用者は飼養保管中の動物の観察を定期的に行い異常の有無を確かめなければならない。また、神戸センターから動物の異常報告があった場合は、これに対応しなければならない。
- ③ 遺伝子改変動物の出産、移動、死亡、実験終了等により生じた動物数の増減は「増減台帳」に都度記載しなければならない。
- ④ 動物の死体は利用者がビニール袋に密封のうえ専用のフリーザー内に入れ、所定の記録簿に必要事項を記録するものとする。

- ⑤ 神戸センター職員が飼養保管中の動物の死体を発見した場合、実験責任者へ連絡の上「冷凍保存」の管理とし、一定期間後に廃棄する。
- ⑥ 飼養保管関係の滅菌消毒は神戸センターで行う。

(動物の逃亡防止)

第15条 利用者はセンター内外への動物の逃亡防止に留意する。万が一逃亡事故が発生した場合は速やかに緊急連絡網に従い連絡するとともに、捕獲等の適切な処置をとること。

(実験用機器備品の持込み)

第16条 利用者が実験上の理由で機器備品等を神戸センターへ持込む必要がある場合は、様式第4号「持込機器の設置許可願」により事前に届出なければならない。特に大型の機器については、あらかじめ神戸センター長と協議するものとする。

- ② 持込んだ機器備品等の管理は利用者が行い、実験終了後は速やかに搬出しなければならない。なお紛失、破損に対し神戸センターは責任を負わない。
- ③ 実験上、やむを得ず長期にわたり機器備品等を持込む場合は、毎年度はじめに「持込機器の設置許可願」を再提出しなければならない。

(適切な動物の取扱い)

第17条 神戸センター職員から瀕死状態と報告された動物については、利用者は人道的エンドポイントの適用を含め速やかに適切な処置をとらなければならない。

- ② 動物を繁殖する場合、利用者は過密飼育にならないよう適切に管理しなければならない。また、神戸センターから過密飼育と指摘された場合は、速やかに適切な処置をとらなければならない。
- ③ 動物を繁殖できるエリアは原則、SPF エリアのみとし、繁殖が可能な動物は遺伝子等を改変している稀少動物又は実験上繁殖が必要な動物に限る。

(火気の使用)

第18条 神戸センター内の定められた場所以外で火気を使用してはならない。

(館内着)

第19条 神戸センターエリア内では、各エリア専用の館内着セット、マスク等の個人保護器具(PPE)を着用しなければならない。また、これらの衣類を着用のまま館外へ出ることを禁止する。

(微生物モニタリング検査書等の発行)

第20条 利用者が他機関への動物の譲渡等のため「微生物検査成績書」「飼育形態調査レポート」等の発行を依頼する場合には、神戸センター長に様式5号『「実験動物授受のための動物健康及び飼育形態調査レポート」および「微生物検査成績書」の発行依頼書』を提出すること。

(様式等の提出先、提出方法)

第21条 利用者が神戸センター長宛に提出する様式等の提出先は神戸センター管理室とする。なお、提出は原本の直接提出の他、メール添付 (animal-kc@hyo-med.ac.jp) も可とする。

(その他の注意事項)

第22条 日本語を母国語としない利用者の講習に関しては関連部署の利用者が同伴の上、追加説明等を行うこと。

- ② 前項の場合、ルール等を十分に理解できていないと神戸センター長が判断した場合には、単独での神戸センターの利用を禁止することができる。
- ③ 本細則に記載されている各様式のうち、押印されているものについては有印私文書の扱いを行うものとする。

(雑則)

第23条 この細則の様式等に関する決裁は、様式内で完結するものとする。

(その他)

第24条 この細則に定めるもののほか、神戸センターの利用、及び運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

- ② 神戸センターの実験動物管理者は動物の数、健康状態の管理、搬入動物の検収・検疫等、神戸センターの実験動物の飼養保管に係る業務を統括する。

(改廃)

第25条 この細則の改廃は、神戸病態モデル研究センター運営小委員会及び病態モデル研究センター運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この細則は、2022年4月1日から施行する。

附則

この細則は、2023年5月1日から施行する。

附則

この細則は、2025年6月1日から施行する。

別表 1

項目	飼育費/ケージ/日 (円)
SPF エリア (マウス)	17
SPF エリア (ラット)	42
CONV エリア (マウス)	9
CONV エリア (ラット)	23
P2A エリア (マウス)	15
P2A エリア (ラット)	25
P2A エリア (ハムスター)	19
追加ケージ交換 (マウス) *	20/ケージ
追加ケージ交換 (ラット) *	60/ケージ

*対象は、週1回のケージ交換を超えて交換が必要となるケージの内、神戸センター職員が追加で交換したケージ数とする